令和７年度からの農地の貸借契約についてのお知らせ

令和７年度から、法律の改正により農地の貸借契約は栃木県農地バンクまたは農地法第３条での契約となります。

利用権設定(相対契約)での貸借は、令和７年４月開始分（令和７年２月２６日受付分）をもって廃止となり、栃木県農地バンクに一本化されました。

◆栃木県農地バンクについて

手続き方法 （契約手続き）	農地貸借確認書をご提出ください。 後日、契約書を作成し送付いたしますので、記名押印のうえご返送ください。
申出書の提出から契約開始までの期間 ※提出日により契約開始時期が遅れることがあります	４か月程度
契約年数	３年以上 10 年以下で設定可能
小作料の支払い方法	・県公社による口座振替 ・耕作者による持参（現金、振込または物納） ※毎年納入確認書を提出 ・使用貸借契約も可能
未相続農地の貸借 ※法定相続人のうち、持分の過半の同意が必要	基本的に不可 ただし、遺産分割協議書の写しもしくは相続人代表者届（実印押印、印鑑証明）相続関係説明図が提出できる場合は、契約可能になる場合もあります。 ※必要書類が提出できない場合は貸借できません。

※　その他条件により栃木県農地バンクで契約出来ない農地は、農地法第３条による権利設定になる場合があります。

問い合わせ先

（一財）栃木市農業公社
≪栃木市役所２階農業振興課内≫
TEL０２８２－２０－５３００

※　受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
（土日・祝日、休み）